第十七条中「第四十三条の五第三項」を「第四十七条第三項」に改め、同条第四号中「第四十三条の三第二号、第四十三条の四第五項第二号及び第四十三条の五第六項」を「第四十五条第二号、第四十六条第五項第二号及び第四十七条第六項」に改める。

第二十六条の七中「第四十五条の三」を「第五十五条」に改める。

第五十五条中「第五十二条第一項各号」を「第六十二条第一項各号」に改め、同条を第六十五条とし、第五十四条を第六十四条とし、第五十一条から第五十三条までを十条ずつ繰り下げ、第六章を第七章とする。

第五章中第五十条を第六十条とし、第四十七条から第四十九条までを十条ずつ繰り下げる。

第四十六条中「第四十八条第一項」を「第五十八条第一項」に改め、同条を第五十六条とし、第五章を第六章とする。

第四十五条の三中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削り、第四章中同条を第五十五条とし、第四十五条の二を第五十四条とし、第四十五条を第五十三条とし、第四十四条を第五十二条とし、第四章を第五章とする。

第三章中第四十三条の七を第四十九条とし、同章の次に次の一章を加える。

第四章　手数料

第五十条　法第八十九条の二の十一第一項の規定により匿名障害福祉等関連情報利用者（法第八十九条の二の四に規定する匿名障害福祉等関連情報利用者をいう。次条第二項及び第三項において同じ。）が納付すべき手数料の額は、匿名障害福祉等関連情報（法第八十九条の二の三第一項に規定する匿名障害福祉等関連情報をいう。次条第三項において同じ。）の提供に要する時間一時間までごとに七千八百円とする。

2　前項の手数料は、主務省令で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、法第八十九条の二の十一第一項の規定により連合会等（法第八十九条の二の十に規定する連合会等をいう。次条第三項において同じ。）に対し手数料を納付する場合は、この限りでない。

第五十一条　法第八十九条の二の十一第二項の政令で定める者は、次のとおりとする。

一　都道府県その他の法第八十九条の二の三第一項第一号に掲げる者

二　法第八十九条の二の三第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、それぞれ同項第二号又は第三号に定める業務（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて行うものに限る。）を行う者

三　法第八十九条の二の三第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、第一号に掲げる者から同項第一号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この号において同じ。）を受けた者又は前号に掲げる者から同号に規定する業務の委託を受けた者

四　前三号に掲げる者のみにより構成されている団体

2　主務大臣は、匿名障害福祉等関連情報利用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合には、法第八十九条の二の十一第一項の手数料を免除する。

3　前項の規定による手数料の免除を受けようとする匿名障害福祉等関連情報利用者は、当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面を主務大臣（法第八十九条の二の十の規定により主務大臣からの委託を受けて、連合会等が法第八十九条の二の三第一項の規定による匿名障害福祉等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあっては、連合会等）に提出しなければならない。

第二章第六節中第四十三条の六を第四十八条とし、第四十三条の五を第四十七条とし、第四十三条の四を第四十六条とする。

第四十三条の三中「第四十三条の五第一項第二号」を「第四十七条第一項第二号」に改め、第二章第五節中同条を第四十五条とする。

第四十三条の二第二項中「第四十三条の五第一項」を「第四十七条第一項」に改め、同条を第四十四条とする。

附則第二条の二中「第五十二条第一項各号」を「第六十二条第一項各号」に改める。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第二条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条を削り、第三十二条を第三十一条とし、第三十三条を第三十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

第三十三条　法第三十三条の二十三の十一第一項の規定により匿名障害児福祉等関連情報利用者（法第三十三条の二十三の四に規定する匿名障害児福祉等関連情報利用者をいう。次条第二項及び第三項において同じ。）が納付すべき手数料の額は、匿名障害児福祉等関連情報（法第三十三条の二十三の三第一項に規定する匿名障害児福祉等関連情報をいう。次条第三項において同じ。）の提供に要する時間一時間までごとに七千八百円とする。

前項の手数料は、内閣府令で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、法第三十三条の二十三の十一第一項の規定により連合会等（法第三十三条の二十三の十に規定する連合会等をいう。次条第三項において同じ。）に対し手数料を納付する場合は、この限りでない。

第三十三条の二　法第三十三条の二十三の十一第二項の政令で定める者は、次のとおりとする。

一　都道府県その他の法第三十三条の二十三の三第一項第一号に掲げる者

二　法第三十三条の二十三の三第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、それぞれ同項第二号又は第三号に定める業務（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて行うものに限る。）を行う者

三　法第三十三条の二十三の三第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、第一号に掲げる者から同項第一号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この号において同じ。）を受けた者又は前号に掲げる者から同号に規定する業務の委託を受けた者

四　前三号に掲げる者のみにより構成されている団体

内閣総理大臣は、匿名障害児福祉等関連情報利用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合には、法第三十三条の二十三の十一第一項の手数料を免除する。

前項の規定による手数料の免除を受けようとする匿名障害児福祉等関連情報利用者は、当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面を内閣総理大臣（法第三十三条の二十三の十の規定により内閣総理大臣からの委託を受けて、連合会等が法第三十三条の二十三の三第一項の規定による匿名障害児福祉等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあっては、連合会等）に提出しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和七年十二月一日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の三十二第三項及び第百七十四条の四十九の十二第二項中「第四十三条の七第一項」を「第四十九条第一項」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第三条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二十三号中「第四十三条の三、第四十三条の四第五項及び第四十三条の五第六項」を「第四十五条、第四十六条第五項及び第四十七条第六項」に改める。